独立行政法人会計基準と国立大学法人会計基準(対比表)(案)

※ は追加、===は削除を意味する。

1. 会社法施行に伴うもの

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計 基準注解」改訂案 (府省意見反映後)	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計 基準注解」改訂案	修	正	_ග	観	点	等
第8資産の定義	第8資産の定義	独立行					(以下の改訂
<注8> 2 独立行政法人が事業資金等の調達のために債券	<注8> 2 国立大学法人等が事業資金等の調達のために債	内容を行う。	· 踏ま	え、	同核	美の1	修正を
を発行する場合で、債券の額面額を下回る金額で 発行した場合には、当該額面額を下回る金額は、	券を発行する場合で、債券の額面金額を下回る金額で発行した場合には、当該額面額を下回る金額	1, 0					
長期前払費用としての性格を有することから債券 発行差金の科目により資産として計上するものと							
+3.	のとする。						
資産に計上した債券発行差金は、毎事業年度、 債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、							
還した場合には、債券発行差金の未償却残高のう							
に償却しなければならない。	ち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度 に償却しなければならない。						
⇒ 2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。	会2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。						
第 13 投資その他の資産	第 12 投資その他の資産	独法基同様の				を踏	まえ、
2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。	2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。						
(8)長期前払費用。ただし、債券発行差金を除	, - · ·						
(9) 債券発行差金	(8) 債券発行差金						

措置が行われる特定の費用に係る会計処理」により	(9) (8) 未収財源措置予定額(「第80 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」により計上される未収財源措置予定額をいう。以下同じ。) (10) (9) その他	
業務を確実に実施するための拠出された財産的基礎 及びその業務に関連し発生した剰余金から構成され るものであって、資産から債務を控除した額に相当 するものをいう。	第 18 資本純資産の定義 1 国立大学法人等の資本純資産とは、国立大学法人等の業務を確実に実施するために与えられた財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。 2 資本純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。	
第 19 資本金等 2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の 資本 純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。	第 19 資本金等 2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の 資本 純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を 資本の部 純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、 資本の部 純資産の部に計上されるその他有価証	という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を 資本の部 純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、 資本の部 純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、 資本の部 純資産の部に計	独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。

第28たな卸資産の評価基準及び評価方法

よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価1時価をもって貸借対照表価額としなければならない。 額としなければならない。

3 たな卸資産である販売用不動産については、時 価が著しく下落したときは、回復の見込みがあ と認められる場合を除き、時価をもって貸借対照 表価額としなければならない。(注 24) (注 25) (注 26)

< /it. 24 >

</1> 25 >

 $\frac{47}{26}$

して適用しなければならず、みだりに変更してはな|て適用しなければならず、みだりに変更してはなら らない。

第30たな卸資産の評価方法

2 ただし、販売用不動産を除き、時価が取得原価 2 ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には

該当記述がないため、対応不

★3 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続 | 3 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続し ない。

第34外貨建取引の会計処理

5 決算時における換算によって生じた換算差額は、 5 決算時における換算によって生じた換算差額は、 当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建 | 当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建 有価証券換算差額については、時価の著しい下落又有価証券換算差額については、時価の著しい下落又 は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場」は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場 による換算を行ったことによって生じた換算差額は、による換算を行ったことによって生じた換算差額は、 当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に一当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に 定めるところにより処理するものとする。

- (1) (省略)
- (2)(省略)
- (3) (省略)
- (4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替 (4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替 相場による換算を行うことによって生じた換算差額相場による換算を行うことによって生じた換算差額 |は、資本の部純資産の部に計上し、翌期首に取得原|は、資本の部純資産の部に計上し、翌期首に取得原 価に洗い替える。

第34外貨建取引の会計処理

定めるところにより処理するものとする。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)

価に洗い替える。

第 43 貸借対照表の作成目的	第 40 貸借対照表の作成目的	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らか	貸借対照表は、国立大学法人等の財政状態を明ら	
にするため、貸借対照表日におけるすべての資産、	かにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、	
負債及び 資本 純資産を記載し、国民その他の利害関	負債及び 資本 純資産を記載し、国民その他の利害関	
係者にこれを正しく表示するものでなければならな	係者にこれを正しく表示するものでなければならな	
۷۱ ₀	lν _°	
第 48 表示区分	第 45 表示区分	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
貸借対照表は、資産の部、負債の部及び 資本の部	貸借対照表は、資産の部、負債の部及び 資本の部	
<u>純資産の部</u> の三区分に分かち、さらに資産の部を流	<u>純資産の部</u> の三区分に分かち、更に資産の部を固定	
動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固	資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動	
定負債に区分しなければならない。	負債に区分しなければならない。	
第 49 資産、負債及び 資本 純資産の記載の基準	第 46 資産、負債及び 資本 純資産の記載の基準	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
資産、負債及び 資本 純資産は、適切な区分、配列、	資産、負債及び 資本 <mark>純資産</mark> は、適切な区分、配列、	
分類及び評価の基準にしたがって記載しなければな		
らない。	V)°	
第 50 総額主義の原則	第 47 総額主義の原則	独法基準の改訂内容を踏まえ、
次 亲	資産、負債及び 資本 純資産は、総額によって記載	同様の修正を行う。
することを原則とし、資産の項目と負債又は資本純		
9 金ことを原則とし、資産の場合と負債又は 資本 資産の項目とを相殺することによって、その全部又		
	は一部を貸借対照表から除去してはならない。	
16 中で東日内派気がり防囚してはなりない。	TO HVC 見旧 AI M AI AI M A O C TR A O A V 10	
第 51 資産と負債・ 資本 <u>純資産</u> の均衡	第 48 資産と負債・ 資本 <u>純資産</u> の均衡	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
貸借対照表の資産の合計額は、負債と資本純資産	貸借対照表の資産の合計金額は、負債と 資本 純資	
	産の合計金額に一致しなければならない。	

第 53 貸借対照表の分類	第 50 貸借対照表科目の分類	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
準に従って明瞭に分類しなければならない。 4 資本 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金	1 資産、負債及び 資本 純資産の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。 4 資本 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。	
第 54 資産の表示項目 4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の・・・ (7)長期前払費用 (債券発行差金を除く。) (8)債券発行差金 (9)=(8)繰延税金資産 (10)=(9)未収財源措置予定額 (11)=(10) その他	第 51 資産の表示項目 3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の・・・ (7) 長期前払費用 (債券発行差金を除く。) (8) 債券発行差金 (9) (8) 未収財源措置予定額 (10) (9) その他	独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。
第 57 資本 純資産の表示	第 54 資本 純資産の表示項目	独法基準の改訂内容を踏ま え、同様の修正を行う。
第 58 貸借対照表の様式 1 有形固定資産 ・・・・ 土地 (新設)減損損失累計額 建設仮勘定 3 投資その他の資産 ・・・ 長期前払費用 債券発行差金 繰延税金資産 ・・・・	第 55 貸借対照表の様式 1 有形固定資産 ・・・ 土地 (新設)減損損失累計額 建物 3 投資その他の資産 ・・・ 長期前払費用 債券発行差金 未収財源措置予定額 ・・・	独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。

II 固定負債 ・・・ (何)債券 <u>(新設)債券発行差額</u> ・・・	I 固定負債 ・・・ 国立大学法人等債 (新設)債券発行差額 ・・・	
資本合計 純資産合計 負債資本合計 負債純資産合計	資本合計 純資産合計 負債資本合計 負債純資産合計	
第 65 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (省略) 財務費用 支払利息 債券発行費 債券発行費金債却	第 62 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (省略) 財務費用 支払利息	該当記述がないため、対応不要。
第 79 注記	第 76 注記	
	1 国立大学法人等の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した・・・・	
<注 55 → < 注 52 → 重要な会計方針の開示について 2 会計方針の例としては次のようなものがある。	<注 48 > 重要な会計方針の開示について 2 会計方針の例としては次のようなものがある。	

(7) 債券発行差金の償却基準(7) 債券発行差 額の償却基準

. . .

(6) 債券発行差金の償却基準(6) 債券発行差 額の償却基準

独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。

第86特定の償却資産の減価に係る会計処理

< 注 64 > < 注 62 > 減価償却の会計処理について

1 独立行政法人が固定資産を取得するに当たって 1 国立大学法人等が固定資産を取得するに当たって は、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交」は、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交 付等を行うことができるものとされている。ところ付等を行うことができるものとされている。ところ で、業務運営の財源を運営費交付金に依存することで、国立大学法人等は業務運営の財源を主に運営費 になる独立行政法人においては、資産の減価部分に | 交付金に依存することになるが、このような資産の ついては通常は運営費交付金の算定対象とはならず、減価部分については通常は運営費交付金の算定対象 また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によっ」とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外 て充当することも必ずしも予定されていない。さら の収益によって充当することも必ずしも予定されて に資産の更新に当たっては、出資者たる国により改|いない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる めて必要な措置が講じられることになるものと想定|国により改めて必要な措置が講じられることになる される。このような場合においては、減価償却に相しのと想定される。このような場合においては、減 当する額は、むしろ、実質的には資本の価値財産的 価償却に相当する額は、むしろ実質的には資本の価 基礎の減少と考えるべきであることから、損益上の日無財産的基礎の減少と考えるべきであることから、 費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直|損益計算上の費用には計上せず、国立大学法人等の 接に減額することによって処理するものとする。こ 資本剰余金を直接に減額することによって処理する の取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限しのとする。この取扱いは、取得時までに別途特定 り行うものとする。

第83特定の償却資産の減価に係る会計処理

<注 57 >減価償却の会計処理について

された資産に限り行うものとする。

独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。

(第88の次に記載) 債券発行差額の会計処理

(新設) 第89債券発行差額の会計処理

1 独立行政法人が事業資金等の調達のために債券を11 国立大学法人等が事業資金等の調達のために債券 発行する場合においては、債券の額面金額をもってを発行する場合においては、債券の額面金額をもっ 貸借対照表価額とする。

2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、

(第86の次に記載) 債券発行差額の会計処理

(新設) 第87債券発行差額の会計処理

て貸借対照表価額とする。

2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは

当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額と当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額と の差額を債券発行差額として貸借対照表に表示する一の差額を債券発行差額として貸借対照表に表示する ものとする。 ものとする。 3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間に 3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間に わたり合理的な基準で計算した額を償却しなければ一わたり合理的な基準で計算した額を償却しなければ ならない。期限前に債券を償還した場合には、債券 ならない。期限前に債券を償還した場合には、債券 発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応 発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応 する部分を当該事業年度に償却するものとする。 する部分を当該事業年度に償却するものとする。 第 9698 法人単位財務諸表作成の基準 対応する項目がないため、対 応不要。 (1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書に おいては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間 の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、独立 行政法人としての資産、負債及び資本純資産の額並 びに費用、収益及び損益の額を示さなければならな V) 第 106108 連結貸借対照表作成の基本原則 第 9597 連結貸借対照表作成の基本原則 独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。 連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会 連結貸借対照表は、国立大学法人等及び特定関連 社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本純 会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本 資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び 債の評価、独立行政法人及び並びに連結される特定 負債の評価、国立大学法人等及び並びに連結される |関連会社(以下「連結法人」という。) 相互間の出|特定関連会社(以下「連結法人」という。) 相互間 <u>資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行</u>の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理 って作成する。に対する出資とこれに対応する当該 を行って作成する。に対する出資とこれに対応する 連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独 当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされ 立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作 |る国立大学法人等及び連結法人相互間の項目を消去 成する。 して作成する。 独法基準の改訂内容を踏まえ、 第 107109 特定関連会社の資産及び負債の評価 第 9698 特定関連会社の資産及び負債の評価 同様の修正を行う。 2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額 2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額

と当該資産及び負債の個別貸借対象表上の金額との 差額は、特定関連会社の 資本 純資産とする。	と当該資産及び負債の個別貸借対象表上の金額との 差額は、特定関連会社の 資本 純資産とする。	
第 109 111 少数株主持分	第 % 100 少数株主持分	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
1 特定関連会社の 資本 純資産のうち独立行政法人に 帰属しない部分は、少数株主持分とする。	1 特定関連会社の 資本 純資産のうち国立大学法人 等に帰属しない部分は、少数株主持分とする。	
第 113 <u>115</u> 表示区分	第 102 104 表示区分	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
	1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部 、少数 株主持分及び資本 <u>純資産</u> の部に区分するものとす る。	
資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に 区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産	資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に 区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産 及び投資その他の資産に区分して記載するものとす	
る。 負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。	る。負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して	
<u> </u>	少数株主持分は、負債の部の次に区分して記載 するものとする。	
	資本 純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰 余金 <u>(新設)、少数株主持分</u> に区分して記載するもの とする。	
減損基準 第 2 対象資産	減損基準 第 2 対象資産	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
〈注 2 〉独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。 (8)長期前払費用 (債券発行差金を除く。) (9)債券発行差金	<注 2 > 国立大学法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について 国立大学法人会計基準において減損処理に関する 定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。 (7)長期前払費用 (債券発行差金を除く。) (8)債券発行差金	

2. 実務上の観点から要請された項目

第24行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに 属するものとする。

引当金の増加見積額

(4) 「第 8788 退職給付に係る会計処理」により、 引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の|引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の 增加見積額

. . .

第33リース資産の会計処理

引をファイナンス・リース取引とオペレーティング|引をファイナンス・リース取引とオペレーティング リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リーー・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リー ス取引については、通常の売買取引に係る方法に準ス取引については、通常の売買取引に係る方法に準 じて会計処理を行い、(新設)かつ、当該ファイナイ じて会計処理を行い、(新設)かつ、当該ファイナイ ンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸レス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸 表に注記する。

- オペレーティング・リース取引については、通常| オペレーティング・リース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、一の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、 かつ、リース期間の中途において当該契約を解除す」かつ、リース期間の中途において当該契約を解除す |ることができるオペレーティング・リース取引を除||ることができるオペレーティング・リース取引を除 き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注28) |き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注20) |(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未|(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未|

第24国立大学法人等業務実施コスト

次に掲げるコストは、国立大学法人等業務実施 コストに属するものとする。

(新設)(3)「第87 賞与引当金に係る会計処理」に (新設)(3)「第87 賞与引当金に係る会計処理」に より、引当金を計上しないこととされた場合の賞与より、引当金を計上しないこととされた場合の賞与 引当金の増加見積額

> |(3)(4) 「第 8485 退職給付に係る会計処理」により、 增加見積額

第29リース資産の会計処理

リース取引に係る会計処理については、リース取 | リース取引に係る会計基準については、リース取 表に注記する。

独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。

経過リース料 (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る 未経過リース料	経過リース料 (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る 未経過リース料	
第9章 行政サービス実施コスト計算書 第75表示区分	第9章 国立大学法人等業務実施コスト計算書 第72表示区分	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、 <u>(新設)引当外賞与見積額、</u> 引	1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、 <u>(新設)引当外賞与見積額、</u> 引当外退職給付増加見積額、機会費用及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。	
第76行政サービス実施コスト計算書の様式 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、 次のとおりとする。 ・・・	第73国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な 様式は、次のとおりとする。	独法基準の改訂内容を踏ま え、同様の修正を行う。
<u>(新設) IV 引当外賞与見積額</u> ₹ V 引当外退職給付増加見積額 ▼ VI 機会費用	<u>(新設) IV 引当外賞与見積額</u> ₩ <u>V</u> 引当外退職給付増加見積額 ₩ <u>VI</u> 機会費用	
(第86の次に記載)賞与引当金に係る会計処理 (新設)第87賞与引当金に係る会計処理	(第 83 の次に記載) 賞与引当金に係る会計処理 (新設) 第 84 賞与引当金に係る会計処理	独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。
1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第 17 引当金」により賞与引当金を計上する。 2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、	1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第 17 引当金」により賞与引当金を計上する。 2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかに	

手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記|手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記 において表示するとともに、行政サービス実施コス において表示するとともに、国立大学法人等業務実 ト計算書に表示する。

施コスト計算書に表示する。

減損会計基準

第6減損額の会計処理

ったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこ 立行政法人が中期計画等の想定の範囲内の業務運営 立大学法人等が中期計画等の想定の範囲内の業務運 を行わなかったこと又は中期計画等の想定の範囲外|営を行わなかったこと又は中期計画等の想定の範囲 の業務運営を行ったことにより生じたものであるこりの業務運営を行ったことにより生じたものである とが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期 ことが明確である場合とし、それ以外の場合は、中 計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

(新設)中期計画等で想定した業務運営を行わな かったこと及び想定の範囲外の業務運営を行ったこ ととは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促 進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採しまる策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採してき定められるべきものであ らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定 者数を確保できなかった場合などが該当する。

なお、独立行政法人は、その経営資源を最大限活 用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務 の質の向上に具体的にどのように取り組むか、でき る限り定量的な中期計画を設定すべきであり、中期 目標で掲げられた目標の水準を更に具体化すること も積極的に検討する必要があるとされていることに 留意する(独立行政法人の中期目標等の策定指針 15.4.18 特殊法人等改革推進本部事務局を参照)。

減損会計基準

第6減損額の会計処理

< 注 10 > 中期計画等で想定した業務運営を行わなか | < 注 10 > 中期計画等で想定した業務運営を行わなか ったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこ とについては、固定資産に減損が生じた原因が、独|とについては、固定資産に減損が生じた原因が、国 期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

> (新設)中期計画等で想定した業務運営を行わな かったこと及び想定の範囲外の業務運営を行ったこ ととは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促 らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定 者数を確保できなかった場合などが該当する。

中期計画の設定については、 中期目標を受けて、各国立大 学法人の自主性・自律性に基 り、その具体的な取扱いにつ いては、現在、各国立大学法 人と文部科学省において調整 しているため、記載しない。

減損会計基準 第9貸借対照表における表示 減損会計基準 第9貸借対照表における表示

<u>る無形固定資産の貸借対照表における表示は、減 る無形固定資産の貸借対照表における表</u> <u> 捐処理前の帳簿価額から減損額を直接搾除し、搾</u>| 損処理前の帳簿価額から減損額を直接搾除し + 0 + + 3 =

減損が認識された償却資産(無形固定資産を の貸借対照表における表示は、 除する形式で行うものとする。(注11)

1 減損が認識された固定資産(無形固定資産を除く) 行うものとする。(注11)

接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする|接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする 形式で行うものとする。

トクとする。

<u> 減損が認識された償却資産(無形固定資産を</u> <u>に対する減損損失累計額を、取得原価から間接搾</u>に対する減損損失累計額を、取得原価から間接搾 除する形式で行うものとする。(注11)

1 減損が認識された固定資産(無形固定資産を除く) の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減 損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で|損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で 行うものとする。(注 11)

2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表にお 2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表にお ける表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直付る表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直 形式で行うものとする。

3. 情報開示の充実

第42セグメント情報の開示

<注39 > <注36 > セグメント情報の開示について 1 独立行政法人においても、その業務の内容が多 岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務| 多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業|応は不要。 がある。独立行政法人は、業績評価のための情報|要がある。国立大学法人等は、業績評価のための情 提供等による国民その他の利害関係者に対する説明 責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわ|明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐に たる場合、区分及び開示内容について企業会計で求わたる場合、区分及び開示内容について企業会計で められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を「求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報

第39セグメント情報の開示

<注 33 > セグメント情報の開示について

1 国立大学法人等においても、その業務の内容がいため、第3項については対 報提供等による国民その他の利害関係者に対する説

国立大学法人におけるセグメ ント情報の開示に係る取扱い は、独立行政法人と同一でな

開示することが求められる。

2 またこのため、開示すべき情報についても、国 2 またこのため、開示すべき情報についても、国 民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす 民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす ため、主要な資産項目、主要な事業費用及び(新設) ため、主要な資産項目、主要な事業費用及び(新設) 主要な事業収益(国又は地方公共団体による財源措 主要な事業収益(国又は地方公共団体による財源措 置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。|置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 セグメントの区分については、=律かつ統=的| 2 3 セグメントの区分については、運営費交付金に に設定することは逆にその意味を失わせることに|基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合し ちなりかねないため区分経理によるもののほか、運lた法人における業務の区分を参考にしつつ、各国立 営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の一大学法人等において個々に定めていくこととする。 業務を統合した法人における業務の区分を参考にし|ただし、比較可能性の確保の観点から、一定のセグ つつ、(新設)例えば、施設の機能別セグメント、研 メント情報については、全ての国立大学法人等にお **究分野別セグメントなど、**各法人において個々に定しいて共通に開示する必要がある。 めていくこととする。

第80 運営費交付金の会計処理

7

- 2 運営費交付金の収益化については、具体的には以 体的には以下の考え方によるものとする。 下のような考え方によるものとする。
- おいて、一定の業務等と運営費交付金との対応関係難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度 が明らかにされている場合には、当該業務等の達成|計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授 度に応じて、財源として予定されていた運営費交付|業料財源とが期間的に対応しているものとして、一 金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付 一定のプロジェクトの実施 (新設) (未了のプロジェー) 金及び授業料債務を収益化することを原則とする。 クトについて投入費用に対応して業務の達成度を測(2)運営費交付金が既に実施された業務の財源を補 定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、「てんするために交付されたことが明らかといえる場 交付金財源との対応関係が明らかにされている場合 合においては、交付時において収益計上するものと 等がこれに該当する。

(2)(省略)

(3) 上記(1)、(2) のような業務と交付金との 対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務

を開示することが求められる。

第77 運営費交付金等の会計処理

- 2 運営費交付金及び授業料の収益化については、具段の対応は不要。
- (1) 国立大学法人等における教育研究という業務の (1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等に | 実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困
 - する。

国立大学法人は、原則として 期間進行基準により収益化を 行うこととしているため、特 は、業務のための支出額を限度として収益化するも のとする。

この場合に別途使途が特定されない運営費交付金 に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交 付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出さ れたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交 付金の収益化を行うものとする。

(新設) なお、当該収益化の考え方を採用した理 由を、<注 55 >「重要な会計方針の開示について」 第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に、注記 しなければならない。

第 123 125 関連公益法人等の範囲

- 4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に該当しな 4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に記 いものとすることができる。
- (1) 独立行政法人の役職員の福利厚生を目的とし <u>て設立されている公益法人等であって、上記2(2)</u>を目的として設立されている公益法人等であって に該当しない場合

(2)独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業 (2)国立大学法人等が交付する助成金等の収入が 収入の三分の一を占めることにより、上記 2 (2)に該 事業収入の 3 分の 1 を占めることにより、 2 (2)が 当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該|該当することとなるが、2(1)、(3)及び(4)に該当 当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独しない公益法人等であって、当該助成金等が、国 |立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的|立大学法人等の審査に付された上で、継続的、恒 でない形態で交付される場合 (新設)は、関連公益|常的でない形態で交付される場合 (新設)は、関 法人等に該当しないものとすることができる。

第 124126 連結財務諸表の附属明細書

(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等 財務状況

ア (省略)

|イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に| イ 関連公益法人等の当該事業年度の貸借対照表に

第 #12114 関連公益法人等の範囲

いものとすることができる。

| (1) | 国立大学法人等の役員及び教職員の福利厚生 2 (2) に該当しない場合

連公益法人等に該当しないものとすることができる。

独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。

第 113115 連結財務諸表の附属明細書

の財務状況

ア (省略)

|計上されている資産、負債及び正味財産の額、(新設)|計上されている資産、負債及び正味財産の額、(新設) 正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産 正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産 増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一 般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分 したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳 したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳 地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額を 記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当 収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額

(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と (4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と の取引の状況

ア (省略)

イ (省略)

公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行車公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち国立 |政法人の発注等に係る金額及びその割合 (新設) (内 | 大学法人等の発注等に係る金額及びその割合 (新設) 訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない」(内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性の 随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳ない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、 には、予定価格が国の基準(予算決算及び会計令第9一内訳には、予定価格が国の基準(予算決算及び会計 9条に定める基準)を超えないものは含めない。)

第 125127 連結セグメント情報の開示

<注85>連結セグメント情報の開示について

1 連結法人においても、その業務の内容が多岐に 1 連結法人においても、その業務の内容が多岐に いため、第3項については対 わたる場合、説明責任の観点から、その業務ごと|わたる場合、説明責任の観点から、その業務ごと|応は不要。 のセグメントに係る財務情報を開示する必要があのセグメントに係る財務情報を開示する必要があ る。独立行政法人は、業績評価のための情報提供等 る。国立大学法人等は、業績評価のための情報提供 による国民その他の利害関係者に対する説明責任を一等による国民その他の利害関係者に対する説明責任 果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる 合、区分及び開示内容について企業会計で求められ場合、区分及び開示内容について企業会計で求めら

で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び一で受取補助金等(国、国立大学法人等、特殊法人及 び地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額 期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額

の取引の状況

ア (省略)

イ (省略)

ウ特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連し、特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関 令第 99 条に定める基準) を超えないものは含めな ((()

第 114116 連結セグメント情報の開示

<注 70 > 連結セグメント情報の開示について るよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示すれるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示

国立大学法人におけるセグメ ント情報の開示に係る取扱い は、独立行政法人と同一でな

ることが求められる。

民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす 民その他の利害関係者等に対する説明責任を果た ため、連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用 すため、連結法人の主要な資産項目、主要な事業 による財源措置等を含む。)の内訳等を積極的に開示団体による財源措置等を含む。)の内訳等を積極的 する必要がある。

に設定することは逆にその意味を失わせることにに設定することは逆にその意味を失わせることに もなりかねないため (新設)区分経理によるものの もなりかねないため、運営費交付金や補助金等に はか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質 基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っ や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参している連結法人の業務区分を参考にしつつ、個々 考にしつつ、(新設)例えば、施設の機能別セグメン|に定めていくこととする。 ト、研究分野別セグメントなど、個々に定めていく こととする。

することが求められる。

2 またこのため、開示すべき情報についても、国 2 またこのため、開示すべき情報についても、国 (新設)及び主要な事業収益(国又は地方公共団体 費用(新設)及び主要な事業収益(国又は地方公共 に開示する必要がある。